

世田谷区公文書管理条例の一部改正（素案）に対する 区民意見募集の実施結果について

世田谷区公文書管理条例の一部改正（素案）に対する区民意見募集を実施したところ、多くの方からご意見等をいただきました。お寄せいただいた意見等と、ご意見に対する区の考え方を示いたします。

1 意見募集期間

令和3年6月15日（火）から7月9日（金）まで

2 意見提出人数

34人（郵送29人、ホームページ5人）

3 意見件数

45件

【内訳】

(1) 定義に関すること	1件
(2) 専門人材（アーキビスト）等に関すること	1件
(3) 公文書館機能に関すること	2件
(4) コストに関すること	1件
(5) 文書のデジタル化に関すること	8件
(6) 重要公文書の評価選別に関すること	8件
(7) 特定重要公文書の保存媒体に関すること	1件
(8) 特定重要公文書の利用請求に関すること	4件
(9) 公文書の廃棄に関すること	1件
(10) その他に関すること	18件

※1人が複数のテーマ（事柄）に言及している場合は、テーマ（事柄）ごとに分けて集計したため、意見提出人数よりも意見件数が多くなっています。

4 意見等と区の考え方

別紙のとおりです。集計のため、いただいたご意見等は、テーマ（事柄）別に切り分け、掲載にあたっては文体を統一する等しております。

5 今後のスケジュール

いただいたご意見を踏まえ、今年度中に条例を改正し、改正した条例を令和4年4月に施行する予定です。

6 問い合わせ先 世田谷区総務部区政情報課

電話 03-5432-2085